

も 広報

どろし

道志村村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きることに誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは、

- 一、自然を愛し、平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

平成29年3月25日

村立道志小中学校 新校舎 竣工式



左から 佐藤文泰中学校長、山口楽人生徒会長、長田和夫教育長、長田富也村長、後藤齋知事、出羽和平村議会議長、杉本明斗児童会長、名取広行小学校長

主な目次

P 2 小中学校一体型校舎完成！！

P 5 小中学校等入学祝金のお知らせ

P 6 当初予算概要

P10 国土強靱化地域計画完成

一体型校舎完成！！



式辞を述べる長田富也村長



祝辞を述べる後藤齋山梨県知事

待

望の新校舎が遂に完成し、3月25日（土）に、竣工式が行われました。

当日は、天気にも恵まれ、後藤齋知事をはじめ多くの来賓の方々のご列席を賜る中で、児童生徒を含む関係者約250名が集まり、盛大に挙行されました。

校舎中心部に位置する、共有スペースで行われた式典では、長田富也村長が、「関係者の皆様の多大なるご理解、ご協力のお陰で竣工の運びとなりました」と述べ、多くの方々の支援に対して、感謝を申し上げました。

また、来賓の皆様からは「道志村の子ども達が木の香り漂う校舎で大きく健やかに成長することを期待します」と暖かい励ましのお言葉をいただきました。そして林文字横浜市長からは「市有林の木材を使った校舎は、二つの自治体の絆を示すものであり、その校舎で学びを深めていただきたい」とのお祝いのメッセージが贈られました。

式典の最後には、道志小の児童、道志中の生徒が、新校舎が完成したことへの喜びと感謝の気持ちを込めて、合唱を披露しました。真新しい校舎内には澄んだ歌声が響き渡り、新たな幕開けにふさわしい式となりました。

県内では珍しい小中学校一体型校舎を活用し、道志村ならではの学校教育を推進して参ります。多くの村民の皆様に、長く愛される校舎となりますように、ご支援とご協力をお願いいたします。

道志小中学校



児童生徒の合唱



【左】新校舎建築に尽力して下さった建築業者（佐藤設計企画室、株式会社川上建設、堀内電気株式会社）、また木材の寄附をして下さった方々に感謝状を送らせていただきました。（佐藤光男氏、佐藤清氏）

【右】式典終了後、来賓の皆様は、学校長の案内のもと、施設見学をされました。新校舎の内装は、なるべく村内の杉・桧を使用し、ぬくもりや木の香りを感じる心地よい学習環境を確保しました。明るく、あたたかい雰囲気の中校舎に感激の様子でした。



● 施設概要

(1) 建築概要	
鉄筋コンクリート造	2階建
(2) 面積	
小学校	2,173㎡
中学校	1,989㎡
総面積	4,162㎡（共有部分：620㎡）
(3) 事業費（各種工事、設計、備品購入）	1,289,509,000円

(4) 財源内訳	
学校施設環境改善交付金	417,433,000円
公立学校施設整備費国庫負担金	29,665,000円
過疎対策事業債	586,300,000円
全国防災事業債	93,900,000円
緊急防災減災事業債	73,900,000円
道志村公共施設整備等事業基金	52,970,000円
一般財源	35,341,000円
合計	1,289,509,000円



新校舎を紹介します！！

正面



木目の大きな時計が印象的です。向かって右は小学校玄関、左は中学校玄関。それぞれに伝統ある校章がついています。

こだわり 村内産材の使用



村の94%を山林で占める道志村らしい校舎を作りたいとの思いから、村内産の木の使用にこだわりました。

多目的ホール



1階共用スペースのホールは、大きな窓ガラスにより、光が入り、明るく開放的な空間となっています。

図書室



2階共用スペースにある図書室は、円を描く造りになっています。天井にも木材を使い、落ち着いた空間としました。備え付けの本棚はたくさんの書物が収納できるようになっています

普通教室



同一フロアに普通教室を配置し、全学年が密に交流できるようにしました。

廊下



階段



木のぬくもりと香りが漂います。

はじまります！

道志村小中学校等入学祝金

村では今年度（平成 29 年度）から、道志小中学校及び特別支援学校へ入学する児童生徒の保護者を対象に入学祝金を支給します。

対 象 平成 29 年度 4 月 1 日現在において道志村に住所を有し、道志村立道志小中学校に 1 年生として入学する児童または生徒及び特別支援学校に入学する児童または生徒を扶養している保護者の方。

支 給 額 小学校入学祝金 児童 1 人につき 3 万円 中学校入学祝金 生徒 1 人につき 5 万円

申請期間 4 月 10 日（月）～ 5 月 31 日（水）

提出書類 道志村小中学校等入学祝金支給申請書 **提出先** 道志村教育委員会

そのほかにも次の助成・援助があります！

児童生徒就学援助費

経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給するもの。

対象者 道志村内に住所を有する児童及び生徒の保護者であって、生活保護法に規定する要保護又は要保護に準ずる程度に困窮しているものとして、教育委員会が認定した保護者。

特別支援教育就学奨励費

特別支援教育を受ける児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学に必要な経費を特別支援教育就学奨励費として支給するもの。

対象者 特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者で、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の 2 に定める収入額が、需要額の 2.5 倍未満の者。

●**方法** 希望者は、教育委員会に備え付けの申請書に必要な書類を添えて申請を行ってください。

●**支給対象品目** 学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費（第 1 学年のみ）、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、通学費

詳細については教育委員会へお問合せください。また、就学に関する相談も常時受付をしております。お気軽にご相談ください。教育委員会 ☎ 52-1020

〈申請する際の注意事項〉●必ず、購入した品目、日付、金額の分かる領収書又はレシートをご提出ください。●同居家族以外の者が購入した場合（例えば、親族からのプレゼント等）は支給対象になりませんのでご注意ください。●支給対象となるものは原則、授業や学校生活で使用するものです。

平成 29 年度

スポーツ少年団等新入団員募集

「何かスポーツを始めてみたいけど何がいいのかな……？」と思っている君！「子どもにスポーツをさせたいんだけど、どうすればいいの？」と思っているお母さん！スポーツ少年団ならたくさんの仲間がしてくれます！スポーツだけでなくレクリエーションや野外活動等も楽しめますので参加してみませんか。

団名	募集団員	練習日	練習場所	申し込み
野 球	小学生 男女問わず	毎週 月・水・日曜日	村民グラウンド (雨天時 唐沢体育館)	出羽勝頼 52-2450
サッカー	小学生 男女問わず	毎週 火・金曜日	村民グラウンド (雨天時 唐沢体育館)	佐藤建蔵 52-2857
剣 道	幼児～中学生 男女問わず	毎週 木曜日	唐沢体育館	出羽勝頼 52-2450
硬式空手道 円空会	年長～大人 男女問わず	毎週 火・木曜日	中学校体育館 又はやまゆりセンター	橋本政博 52-1551

一般会計予算は 19 億 1,500 万円 (対前年度比 2.6%減) 特別会計予算は 9 億 109 万 5 千円 (対前年度比 6.0%減)

村民一人当たりの予算額は、一般会計で 1,089,926 円 特別会計で 512,860 円
※平成 29 年 3 月 1 日現在の人口は、1,757 人 (住民基本台帳)

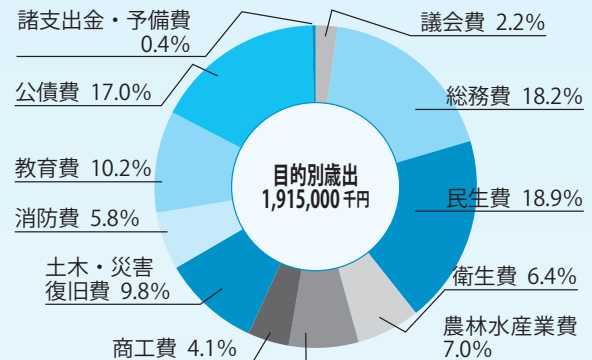
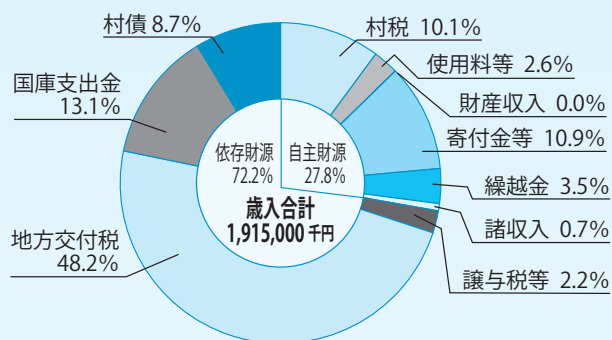
3 月議会定例会におきまして、平成 29 年度の当初予算が議決されました。

本村の財政状況は依然として、地方交付税、国庫支出金等に依存しなければならない厳しい状況にあります。引き続き行政の効率化を堅持し、選択と集中によって最優先する必要な事業を予算化し、取り組むこととしました。また、大型事業の小中学校建築事業による地方債残高の増加を踏まえ、起債制限額を設けるなど健全な財政運営に配慮した内容となっております。

「住んでみたい村 住んでよかった村」の実現に向け、乳幼児から高齢者までの切れ目のない福祉対策、森林整備や特産品の生産による産業の振興、住民の安心安全を確保するための防災防犯対策などの施策を限りある予算の中で行うため、優先度・必要度等を厳しく精査して計上しました。

また、重要課題である人口減少問題対策として「道志村総合戦略」に基づき、若年層の定住促進施策や子育て世帯への経済的負担軽減施策、教育環境の整備、本村への新しい人の流れをつくることを目標とした「ターン・U ターン促進施策などについては積極的に計上しております。次のとおり平成 29 年度予算をスタートいたします。

平成 29 年度 一般会計予算 歳入・歳出の状況



歳入

(単位：千円、%)

区分	予算額	構成比
村税	193,870	10.1
地方譲与税	10,239	0.5
利子割交付金	402	0.0
配当割交付金	920	0.1
株式等譲渡所得割交付金	467	0.0
地方消費税交付金	29,190	1.5
自動車取得税交付金	1,621	0.1
地方特例交付金	149	0.0
地方交付税	922,783	48.2
分担金及び負担金	2,265	0.1
使用料及び手数料	46,673	2.5
国庫支出金	90,504	4.7
県支出金	160,508	8.4
財産収入	468	0.0
寄付金	140,785	7.4
繰入金	66,848	3.5
繰越金	67,369	3.5
諸収入	13,793	0.7
村債	166,146	8.7
歳入合計	1,915,000	100.0

歳出

(単位：千円、%)

区分	予算額	構成比
議会費	41,769	2.2
総務費	349,563	18.2
民生費	361,650	18.9
衛生費	122,184	6.4
農林水産業費	133,656	7.0
商工費	79,221	4.1
土木費	187,662	9.8
消防費	110,877	5.8
教育費	195,573	10.2
災害復旧費	0	0.0
公債費	326,202	17.0
諸支出金	1,643	0.1
予備費	5,000	0.3
歳出合計	1,915,000	100.0

平成29年度当初予算概要

平成29年度一般会計の主な事業

防災施策では、村内各所の備蓄倉庫に配備してある備蓄品の更新時期にあたるため、入替作業を行います。また、自主防災組織の設立や運営支援のための補助を行います。教育施策では、小学校移転に伴う遊具整備（鉄棒・砂場など）、体育倉庫整備、駐車場整備を行うとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5万円の入学祝金の支給を行います。人口減少問題対策では、昨年9月に横浜市にオープンした道志情報館水カフェどうしや同じく9月から業務委託を行っている移住センターを軸に移住候補地として道志村を積極的にPRしていくとともに、若者の定住促進のため住宅の新築・改築への補助や家賃補助などを行います。平成29年度の主な事業については次のとおりです。

(単位：千円)

議 会

●議会だより発行事業…………… 854

総 務 課

●広報事業…………… 3,314
●庁舎維持管理事業…………… 24,500
●公有財産管理事業…………… 16,505
●街路灯管理事業…………… 1,680
●ふるさとづくり団体助成事業…………… 1,425
●情報システム事業（番号制度等）…………… 19,584
●情報通信施設管理事業（告知端末、光ケーブル）…………… 19,048
●道志村長選挙執行管理事業…………… 2,784
●統計調査事業（学校基本、工業統計、経済センサス）…………… 74
●広域常備消防事務委託事業（通信指令業務負担金含む）…………… 80,052
●消防団活動事業…………… 10,325
●災害対策事業（防災備蓄整備・更新、自主防災組織支援等）…………… 9,383
●防災行政無線管理事業…………… 5,743

住民健康課

●結婚祝金及び出産育児祝金事業…………… 4,100
●道志村結婚相談事業…………… 1,134
●道志村社会福祉協議会補助事業…………… 10,492
●世代を超えて安心して暮らせる村づくり事業…………… 255
●敬老祝い金事業…………… 135
●在宅福祉ふれあいサービス事業（社協委託事業）…………… 2,447
●暮らしのささえあい・どうし事業（社協委託事業）…………… 342
●障害者自立支援介護給付事業…………… 27,000
●重度心身障害者医療費助成事業…………… 10,129
●福障害者医療費（更生医療）事業…………… 1,185
●福祉資格助成事業…………… 250
●介護慰労金支給事業…………… 1,600
●住民生活に光をそそぐ事業（にっこりコール、音楽療法）…………… 2,715
●学童保育運営事業…………… 4,748
●児童手当支給事業…………… 22,463
●予防接種事業…………… 5,784
●すこやか子育て医療費助成事業…………… 5,054
●健康教育事業（ズンパ、フィットネスジム助成・健康づくりポイントラリー等）…………… 934
●健康まつり事業…………… 235
●いきいき健康村どうし健診事業…………… 7,378
●人間ドック助成事業…………… 990
●道志村保育所運営事業…………… 39,070
●道志村第2子以降3歳未満児保育料無料化事業…………… 396

●遠距離通勤支援事業…………… 180
●公共交通対策事業（生活交通路線維持）…………… 9,800

産業振興課

●地域おこし協力隊事業…………… 12,221
●一般廃棄物処理事業…………… 54,633
●道志村エコライフ促進事業（太陽光発電、薪ストーブ、生ごみ処理機、電気自動車）…………… 500
●農業振興事業（特産品生産、農業用機械購入、青年就農給付金等）…………… 8,758
●中山間地域等直接支払交付金…………… 5,923
●農村地域防災減災事業（土砂崩壊防止施設、橋梁耐震化）…………… 27,200
●村単鳥獣害防除施設整備費補助事業…………… 300
●農業基盤整備促進事業（水路改修工事）…………… 7,290
●地籍調査事業…………… 5,052
●どうし森づくり事業（木の駅運営委託、森林路網整備、景観関係促進、企業の森）…………… 10,847
●森林整備地域活動支援交付金事業…………… 1,320
●森林環境税事業作成補助事業…………… 6,000
●特定鳥獣保護管理事業…………… 2,400
●二酸化炭素排出抑制対策事業…………… 7,000
●観光広報促進事業（観光PR、パンフレット、フォトコンテスト等）…………… 3,262
●観光キャラバン事業（横浜開港記念バザー等）…………… 1,122
●公衆トイレ維持・管理事業…………… 1,644
●観光施設維持・管理事業（観光施設周辺、登山道整備等）…………… 16,987
●観光施設整備事業（道の駅ユニットハウス設置工事）…………… 5,000
●富士の国やまなし観光振興施設整備事業…………… 20,000
●耐震対策緊急促進事業…………… 3,500
●村道改良事業…………… 12,420
●橋梁長寿命化修繕事業（一之橋耐震補強補修工事、岩花橋詳細設計）…………… 45,574
●村営住宅管理事業（池の原団地12戸、谷相住宅4戸、若者定住4戸）…………… 5,989

教育委員会

●入学祝金支給事業（小中学校入学時）…………… 710
●RESAS 中学校講座支援事業…………… 1,218
●学校スクールバス委託事業…………… 32,783
●高等学校等就学助成事業…………… 4,560
●村単教員配置事業（小学校2名、中学校1名）…………… 11,590
●JET プログラム推進事業…………… 4,506
●学校施設整備事業（駐車場整備、防球ネット・遊具整備、体育倉庫整備）…………… 34,990
●公民館維持管理事業…………… 7,383
●学校給食事業…………… 21,121
●スポーツプラザ屋内プール管理事業…………… 7,502

ふるさと創生推進室

●横浜市の水源地道志情報館水カフェどうし事業…………… 16,860
●道志ライフスタイル検証事業…………… 3,850
●移住・定住促進事業（移住コンシェルジュ等）…………… 6,317
●お試し居住事業…………… 370
●どうしむら田舎暮らし推進事業…………… 288
●創業支援事業…………… 1,000

特別会計 当初予算総額 9億5,832万7千円

特別会計予算の主な歳入・歳出の内容について紹介します。特別会計は独立採算で運営を行っていますが、全ての会計で一般会計からの繰入金を受けて運営しています。

(単位：千円)

1 国民健康保険会計 345,345千円

歳入	国民健康保険料	70,003	
	国庫支出金	89,040	
	療養給付費交付金	3,528	
	前期高齢者交付金	46,094	
	県支出金	28,314	
	共同事業交付金	77,578	
	一般会計繰入金	29,882	
	その他	906	
	歳出	総務費	16,083
		保険給付費	168,785
後期高齢者支援金等		29,596	
介護納付金		13,757	
共同事業拠出金		69,227	
保健事業費		2,790	
諸支出金		43,496	
その他		1,611	

2 国民健康保険診療所会計 119,294千円

歳入	医科外来収入等	41,791
	歯科外来収入等	11,281
	国保会計繰入金	39,601
	一般会計繰入金	21,495
	村債	1,900
	県支出金	1,944
	その他	1,282
歳出	医科施設管理費及び医業費	69,999
	歯科施設管理費及び医業費	31,597
	医科施設整備費	3,888
	公債費	12,810
	その他	1,000

3 簡易水道事業会計 66,070千円

歳入	加入負担金	1,717	
	給水使用料	7,600	
	国庫支出金	0	
	県支出金	3,500	
	一般会計繰入金	40,033	
	繰越金	200	
	諸収入	20	
	村債	13,000	
	歳出	総務費	527
		施設費	42,935
公債費		22,108	
予備費		500	

4 介護保険会計 210,837千円

歳入	介護保険料	44,376	
	国庫支出金	44,406	
	支払基金交付金	53,214	
	県支出金	29,504	
	一般会計繰入金	37,833	
	その他	1,504	
	歳出	総務費	6,988
		保険給付費	188,197
		地域支援事業費	13,100
		諸支出金	1,551
予備費等		1,001	

5 介護保険サービス事業会計 1,378千円

歳入	介護サービス事業収入	510
	一般会計繰入金	868
歳出	施設管理費	1,378

6 浄化槽事業会計 113,515千円

歳入	浄化槽負担金	3,382
	浄化槽使用料	15,297
	一般会計繰入金	67,034
	村債	27,700
	その他	102
歳出	営業費	51,139
	建設費	42,148
	公債費	20,178
	予備費	50

7 後期高齢者医療会計 44,656千円

歳入	後期高齢者医療保険料	16,447
	一般会計繰入金	27,724
	その他	485
歳出	総務費	1,287
	後期高齢者医療負担金	42,032
	保健事業費	736
	その他	601

道志村公共施設等総合管理計画を策定

村では、1960年代後半以降、学校や役場、公民館など各種公共施設の整備を進めてきましたが、このような公共施設等の中には、老朽化が進行しているものが増えており、大規模改修や更新（建替え）を行わなければ、安全・安心に利用できなくなる恐れがあります。そこで、限られた財源の中で、本村の将来を見据え、次世代に公共施設等を引き継いでいくために、施設の今後のあり方について基本的な方向性を示す計画（本計画）を策定しました。

【位置付け】

本計画は、国による「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日 総財務第74号）による計画策定要請を受け、本村の公共施設等（インフラも含む）の今後のあり方について基本的な方向性を示すもので、また、村の最上位計画である「道志村総合計画2016～2025」や、各種計画との整合性を十分に図り、各政策分野における公共施設に関連する取組みに対して、横断的な指針となるものです。

【対象施設】

平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）までの40年間を計画期間とします。ただし、10年間を単位として、社会経済情勢等を踏まえ見直すものとします。

【計画期間】

いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物施設（公共建築物）だけでなく、道路・橋りょう・光ケーブル等のインフラ施設や上水道等の公営企業の施設（建物施設、インフラ施設）を含みます。



今後の公共施設等の統廃合や更新等の取り扱いにあたっては、議会や村民の皆様に対して随時情報提供を行い、村全体で認識の共有を図っていきます。

平成29年度 道志村村税（料） 納期限のお知らせ

税目	29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月	4月
村県民税			①(全期) 6/30(金)		② 8/31(木)		③ 10/31(火)			④ 1/31(水)			
固定資産税		①(全期) 5/1(月)		② 7/31(月)					③ 12/25(月)		④ 2/28(水)		
軽自動車税		① 5/1(月)											
国民健康保険料		① 5/31(水)		② 7/31(月)			③ 10/2(月)	④ 11/30(木)		⑤ 1/31(水)			⑥ 4/2(月)
介護保険料		① 5/31(水)		② 7/31(月)			③ 10/2(月)	④ 11/30(木)		⑤ 1/31(水)			⑥ 4/2(月)
後期高齢者医療保険料				① 7/31(月)	② 8/31(木)		③10/2(月) ④10/31(火)	⑤ 11/30(木)	⑥ 12/25(月)	⑦ 1/31(水)	⑧ 2/28(水)		
上下水道料		① 5/31(水)		② 7/31(月)			③ 10/2(月)	④ 11/30(木)		⑤ 1/31(水)			⑥ 4/2(月)

注) 年金からの天引きによる特別徴収（住民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）については、上記とは異なります。
 *口座振替をお申し込み済みの方は、各納期限にご指定の口座から引き落としを行いますので、預貯金残高にご留意ください。
 *○印内の数字は期別です。(①=第1期、②=第2期 等)

入札結果

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条第1項に基づき入札結果を公表します。
 問い合わせ 総務課 ☎ 52-2111

備品

契約番号	契約名	落札者	落札金額	予定価格	契約期間	指名業者
13	道志小中学校備品整備	(株)正直堂	16,970,000円	17,943,000円	平成29年2月23日～ 平成29年3月21日	(株)文祥堂オフィスファシリティーズ、(株)正直堂、リコージャパン(株)、富士観光開発(株)、(有)オオハラ

地域計画 完成

「強靱化」の基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●道志村国土強靱化地域計画の策定趣旨

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じて、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化基本計画を策定しました。

道志村では、これまで国・県と連携しながら、国道413号、県道24号の道路改良、土砂災害防止対策の推進、防災備蓄倉庫の整備などの防災対策を進めてきましたが、この度、さらに「災害に強い村づくり」を推進していくために、道志村国土強靱化地域計画を策定しました。

本計画は、本村の総合計画や地域防災計画など様々な分野の計画の指針となるものであり、今後、発生が予測される「大規模地震」、「富士山噴火」、「豪雨・豪雪」の3つを主な大規模自然災害のリスクとして、本村の脆弱性の検証及び防災対策の推進方針についてまとめました。

計画の策定にあたっては、庁内検討委員会、外部策定委員会を組織し、防災対策についての現状と課題、施策の推進方針について慎重に審議を行いました。

今後は、本計画を強靱化に関する指針として活用し、国、県、関係機関と一体となって、総合的かつ計画的に取り組みを推進します。



■国土強靱化とは

あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を構築しようとするものです。(国土強靱化地域計画策定ガイドライン)

道志村 国土強靱化

本計画では、災害に強く安心して暮らすことが出来る「強靱でしなやかな道志村」を目指すために、妨げとなる 20 項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、防災対策に係る現状の課題と今後必要となる施策について推進方針として整理しました。

また、本村の地域特性等を考慮し、特に重要性が高い 10 項目について、重点化施策として位置づけし、強靱化の取組みを効果的・効率的に推進していきます。

項目	起きてはならない最悪の事態（重点化施策 10）	分野ごとの主な施策内容
1	地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生	① 公共施設、住宅の耐震化・室内安全対策の推進 ② 情報通信手段の高度化・多重化 ③ 道路・橋梁の改良、長寿命化の実施
2	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生	① 観光産業の活性化、農林業の基盤整備の推進 ② 情報通信手段の高度化、周辺市町村との連携強化 ③ 道路の改良、応急復旧体制の確立
3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	① 土砂災害防止対策の推進 ② 早期の情報伝達体制の強化 ③ 土砂災害ハザードマップの周知、避難訓練の実施
4	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れで多数の死傷者の発生	① 情報通信手段の高度化・多重化 ② 各種災害対応マニュアルの整備 ③ 防災訓練の実施、自主防災組織の活性化
5	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	① 情報通信手段の高度化・多重化 ② 早期の情報伝達体制の強化 ③ ヘリコプター離着陸場の整備拡充
6	警察・消防等の被災等による救助活動等の絶対的不足	① 消防施設の防災機能強化、防災資機材の拡充 ② 消防団員の確保、活動支援の実施 ③ 消防署、消防団員の防災研修の受講促進
7	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅低下	① 役場庁舎の防災機能強化 ② 情報通信手段の高度化・多重化 ③ B C P（業務継続計画）の策定
8	観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害等による経済活動の停滞	① 観光産業の活性化、農林業の基盤整備の推進 ② 道の駅どうしの防災機能強化 ③ 横浜市との友好交流事業の実施
9	主要な交通ネットワークが分断する事態	① 主要地方道都留道志線道坂トンネルの建設促進 ② 道路・橋梁の改良、長寿命化の実施 ③ ヘリコプター離着陸場の整備
10	地震火災による住宅密集地の延焼拡大	① 消防水利、消防資機材の整備拡充 ② 消防団員の確保、活動支援の実施 ③ 出火防止対策の推進

※起きてはならない最悪の事態（20 項目）から重点化施策のみ抜粋

農業委員候補者・農地利用最適化推進委員募集

●農業委員候補者

「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が「公選制」から「村長が議会の同意を得て任命する方法」に変更になりました。これに伴い、村では、次のとおり新たな農業委員を募集します。農業委員となって、村のこれからの農業を考えてみませんか？

【募集方法】 ①村内地域（善之木、神地、川原畑、長幡西、長幡東、久保）及び村内全域からの推薦
②村内の団体等からの推薦
③村内全域からの募集（公募）

【対象者】 農業に関する見識を有し、村の農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の業務に属する事項に対して適切に職務を遂行できる者で次の全てに該当する者。
（１）本村に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
（２）兼職が禁止されている行政委員会の委員でない者
（３）本村の職員でない者

【募集人員】 農業委員 6人

【任期】 平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）

【主な業務】 農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定、違反転用の早期発見・是正指導、遊休農地の発生防止と解消の推進、農業委員会総会及び各種会議等への参加等

【選任方法】 評価委員会にて書類審査を行い、村議会の同意を得て村長が任命

●農地利用最適化推進委員

「農業委員会等に関する法律」が改正され、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入を推進するため、農業委員会が新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することになりました。つきましては、次のとおり募集を行います。

【募集方法】 ①村内地域（善之木、神地、川原畑、長幡西、長幡東、久保）及び村内全域からの推薦
②村内全域からの募集（公募）

【対象者】 地域からの信頼並びに農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、就任予定日において、次のいずれにも該当しない者
（１）本村に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
（２）兼職が禁止されている行政委員会の委員でない者
（３）本村の職員でない者

【募集人員】 農地利用最適化推進委員 4人

【任期】 農業委員会から委嘱された日（平成29年7月20日以降の予定）から農業委員の任期まで

【主な業務】 担当地区で農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを行うほか、農地の権利設定や有効利用、農業経営などに関する農業者等からの相談に応じます。

【選任方法】 農業委員会総会にて書類審査を行い、農業委員会が委嘱する。

【募集期間】 平成29年4月3日（月）～28日（金）

【応募方法】 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ道志村役場産業振興課へ提出

※地区からの推薦の場合は自治会の代表者が、団体からの推薦の場合は団体の代表者が、公募の場合は本人が提出する。

【申し込み・問い合わせ】 産業振興課 農政担当（☎52-2114）

無料耐震診断 実施中！

村では、災害に強いまちづくりを目指し、大地震の際に倒壊の危険性が高いと言われている旧耐震基準で建築された木造住宅(昭和56年5月31日以前に着工)について、耐震化を推進するための様々な取り組みを実施しています。大地震に備える第一歩として、是非ご活用ください。なお、補助金の申請につきましてはルールがありますので、事前に窓口までご相談ください。



● 診断から改修まで、そろっています！

◆ 耐震診断 ◆

事業概要

昭和56年5月31日以前に木造在来工法で建築された2階建て以下の個人住宅に対して、村が委託した建築士が調査を行い、耐震性を診断します。



補助額

*平成31年度まで

無料耐震診断実施中。
自己負担はありません！

事業概要

無料耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅について、補強工事を実施するために必要となる設計費に対する補助。



補助額

*平成31年度まで

- 補助率 2/3 (自己負担 1/3)
- 補助金限度額 20万円

事業概要

補強設計に基づいて実施する耐震改修費に対する補助。(総合評点が0.7未満と判定された住宅について、総合評価を1.0以上にするための耐震改修工事となります。)

昭和45年12月以前に着工された木造住宅については、総合評点0.7以上1.0未満に改修する耐震性向上型改修工事を選択することも出来ます。



補助額

*平成32年度まで
限度額が年度によって異なります

◆一般世帯

- 補助率 1/2 (自己負担 1/2)
- 補助金限度額 平成30年度まで 60万円
平成31・32年度 45万円

◆高齢者世帯など(注1)

- 補助率 2/3 (自己負担 1/3)
- 補助金限度額 平成30年度まで 120万円
平成31・32年度 80万円

注1 次の条件に該当する世帯については、補助率等を優遇しています。

- 高齢者等世帯：65歳以上の者のみで構成される世帯又は身体障害者手帳1・2級(肢体に限る)、療育手帳Aの交付を受けた者が同居する世帯
- 未就学児子育て世帯：未就学児が同居する世帯

● 耐震シェルターはいかがですか？

事業概要

無料耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点が0.7未満)と判定された住宅に耐震シェルターを設置する費用に対する補助。(耐震ベッドは除きます。)



補助額

*平成32年度まで

- 補助率 2/3 (自己負担 1/3)
- 補助金限度額 24万円

平成29年度のいきいき健康村どうし健診は、春と秋に下記の日程により実施します。
健診後には特定健診の結果で生活習慣の見直しが必要な方へサポートも行います。



★健診日・会場

健診日	会場	健診機関	備考
5月11日(木)	水源の郷やまゆりセンター	山梨県健康管理事業団	P M 子宮がん検診実施
5月12日(金)	水源の郷やまゆりセンター	山梨県健康管理事業団	P M 子宮がん検診実施
9月6日(水)	善之木地区 体育館	山梨県健康管理事業団	P M 乳・子宮・甲状腺がん、 骨粗鬆症検診実施
9月7日(木)	善之木地区 体育館	山梨県健康管理事業団	P M 子宮がん検診実施
9月11日(月)	水源の郷やまゆりセンター	山梨厚生病院	社会保険検診実施日

★年齢別料金表

検査項目	検査内容	実際の検査費用	自己負担金			備考
			20～39歳	40～74歳	75歳以上	
基本健診	身体測定・血圧測定・尿検査・ 血液検査・医師診察	6,480	1,000	1,000	1,000	社会保険被扶養者は、 受診券持参
追加項目	貧血検査・血小板検査・ 尿検査	1,562	無料	無料	無料	
肺がん	X線レントゲン検査	1,172	500	500	無料	
	喀痰検査	2,880	500	500	500	
胃がん	X線レントゲン検査	1,172	500	500	500	
	ピロリ菌検査	2,880	500	500	500	1度受診した人は受診不可
肝臓がん	超音波検査	3,332	500	500	500	
	ファイブロスキャン	2,160	2,100	2,100	2,100	※オプション検査
大腸がん	採便検査	1,861	500	500	500	
前立腺がん	腫瘍マーカー	1,620	500	500	500	
肝炎ウイルス	B型肝炎・C型肝炎	7,441	無料	無料	無料	40歳の方のみ対象
乳がん	マンモグラフィ検査	2,808	500	500	500	40歳以上の偶数年齢
	超音波検査	2,700	500	500	500	奇数年齢
子宮がん	子宮頸部の細胞診	3,650	500	500	500	
甲状腺がん	腫瘍マーカー	2,484	500	500	500	
甲状腺ホルモン	血液検査	2,700	500	500	500	
骨粗鬆症	骨密度検査	2,052	500	500	500	

※自己負担金を除いた検査費用は道志村が負担します。

平成29年度 いきいき健康村どうし健診のお知らせ

～年に一度は健診を受診し、自分の身体をチェックしましょう～

3月中に健康づくり推進員または郵送にて、平成29年度の健診の受診状況についての調査票が配布・回収されています。まだ提出をされていない方は、4月7日（金）までにご返送ください。

また、5月の健診の申込み内容に変更がある場合は、住民健康課までご連絡ください。5月の健診の申し込みをされた方には、5月の初旬までに問診票を送付いたします。

（9月の健診に申込みをされた方は、9月の健診前に再度申込み内容の確認をします。）

クーポンを使って受診しましょう

【特定健診】 国保の被保険者で対象年齢の方は特定健診を無料で受けられます。

特定健診クーポン対象年齢 (H30.3.31 現在)	
年齢	生年月日
41歳	昭和51年4月2日 ～ 昭和52年4月1日
46歳	昭和46年4月2日 ～ 昭和47年4月1日
51歳	昭和41年4月2日 ～ 昭和42年4月1日
56歳	昭和36年4月2日 ～ 昭和37年4月1日
61歳	昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日

●特定健診って??

40歳以上75歳未満の人を対象に、腹囲測定や血圧、血糖、脂質、尿検査、肝機能検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診を行い、その結果からメタボリックシンドロームの危険性のレベルを判定します。



【乳がん・子宮がん】 女性の方で、対象年齢の方は無料で受けられます。

乳がん検診クーポン対象年齢 (H30.3.31 現在)	
年齢	生年月日
41歳	昭和51年4月2日 ～ 昭和52年4月1日

子宮がん検診クーポン対象年齢 (H30.3.31 現在)	
年齢	生年月日
21歳	平成8年4月2日 ～ 平成8年4月1日

※乳がんクーポン検診は、いきいき健康村どうし健診でのみ無料で受けられます。



平成29年度どうし人間ドック助成事業のお知らせ

～契約機関以外の医療機関で受診しても助成が出来るようになります！～

- 対象者：道志村に住所を有する方で20歳以上の方（社会保険本人以外の方）
※集団健診または人間ドックのどちらかになります。
- 助成方法：住民健康課に申請を行ってください。助成券を発行します。（償還払いの場合も）
- 助成金額：特定健診 5,000円（国保のみ）、がん検診 15,000円、
子宮がん検診 2,000円、乳がん検診 3,000円
- 契約機関：山梨赤十字病院・都留市立病院・山梨厚生病院・クアハウス石和
※償還払いの場合は、村で指定した検診項目を受診した場合に助成することが出来ます。
※今年度より、富士吉田市立病院は対象外となりました。

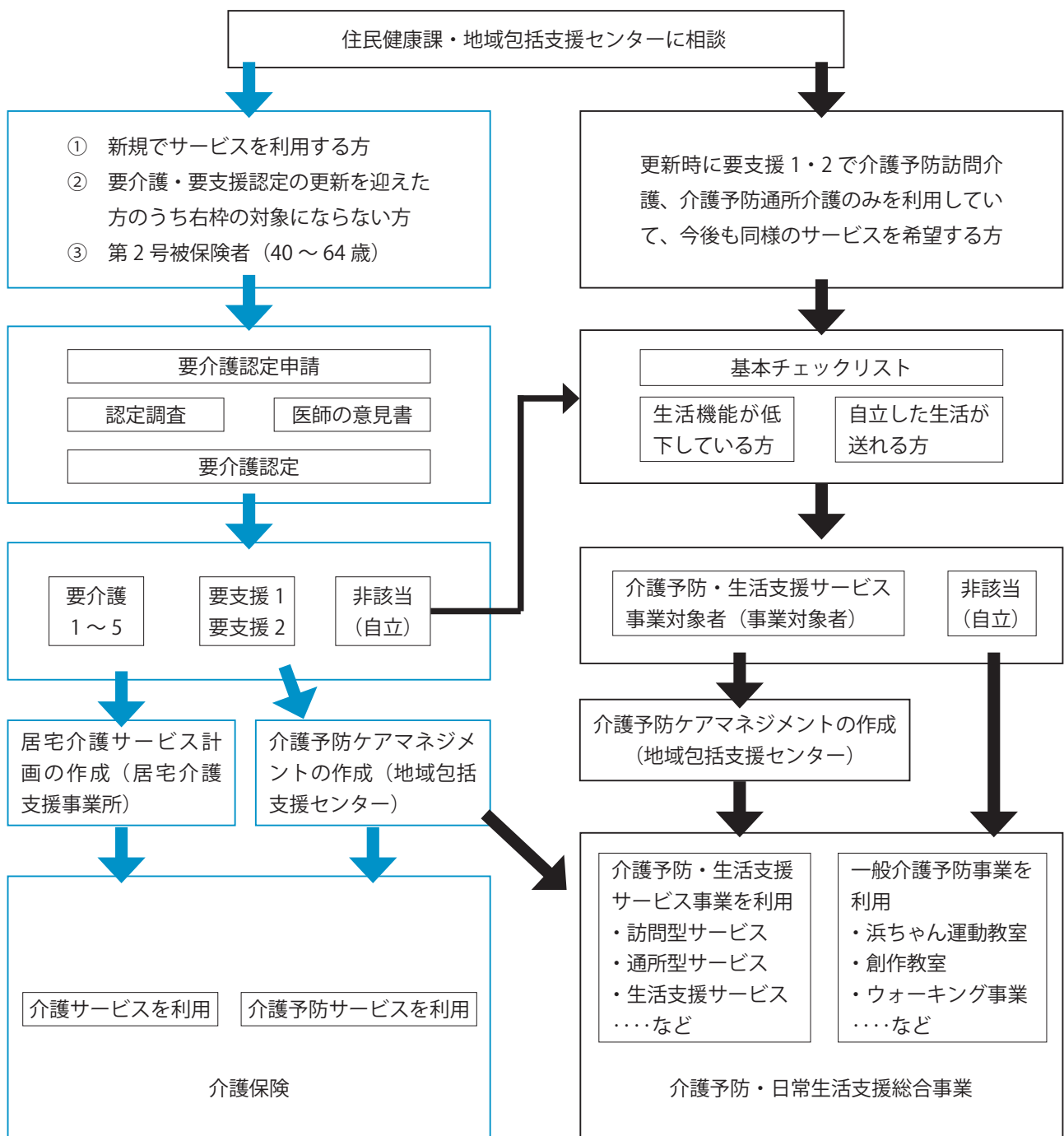
健康で充実した生活を過ごすために、集団健診または人間ドックを受診しましょう！

事業（総合事業）がはじまります

●ここが変わります●

総合事業が始まると、介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

利用までの流れ

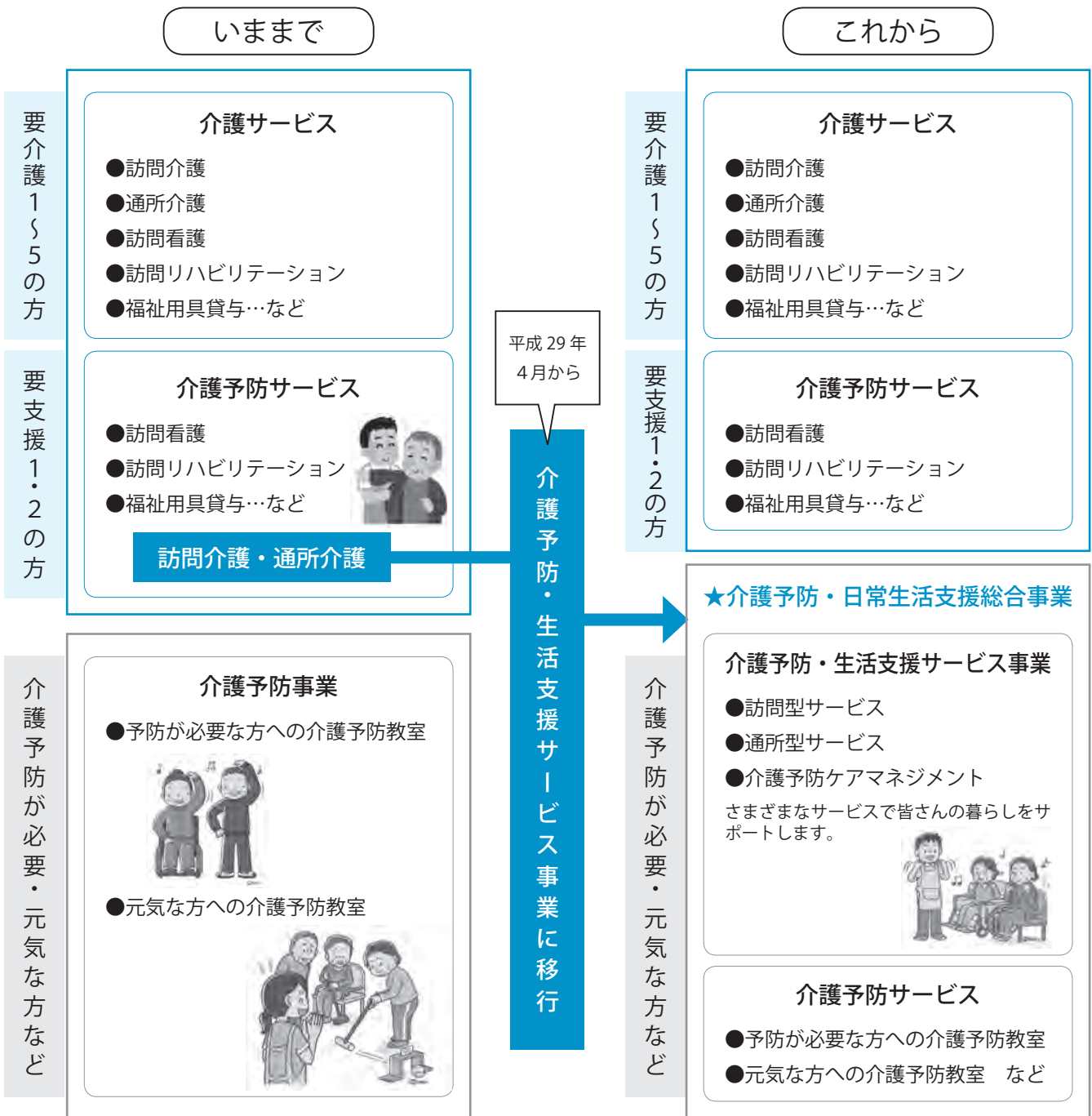


平成 29 年 4 月より

介護予防・日常生活支援総合

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは・・・

団塊の世代の人が 75 歳以上になる 2025 年に向けて一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢が増加していくことが予想されます。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防することが大切です。その仕組みとして、介護保険制度において、介護予防・日常生活総合事業（総合事業）が創設されました。



*現在、要支援 1・2 の方で、訪問介護（ヘルパー）または通所介護（デイサービス）のみを利用されている方については、担当ケアマネージャーが変更点について詳しく説明させていただきます。

平成 29 年度 狂犬病予防集合注射の実施について

平成 29 年度の狂犬病予防集合注射を下記のとおり実施しますので、もれなく受診してください。
年 1 回の狂犬病の予防接種は法律により義務づけられていますので必ず受けましょう。

◇実施年月日 平成 29 年 4 月 10 日 (月)



◇時間と場所

1 山光荘駐車場	9:00 ~ 9:20
2 三光石油前	9:25 ~ 9:45
3 善之木精米所	9:50 ~ 10:10
4 デイリーストア道志中央店跡地	10:15 ~ 10:40
5 やまゆりセンター	10:45 ~ 11:05
6 佐藤工業所前漁協駐車場	11:10 ~ 11:30
7 新津商店前	11:35 ~ 12:00
8 道志村役場	13:05 ~ 13:15

9 集いの家	13:20 ~ 13:30
10 大栗バス停前	13:35 ~ 13:45
11 小善地バス停前	13:50 ~ 14:00
12 椿荘	14:05 ~ 14:15
13 大室指バス停前	14:20 ~ 14:30
14 笹久根バス停前	14:35 ~ 14:45
15 久保公民館跡地前	14:50 ~ 15:00
16 野原バス停前	15:05 ~ 15:15
17 湯川屋前	15:20 ~ 15:30

◇料金など

- ・ 3,500 円 (注射料 2,950 円 + 注射済票交付手数料 550 円)
- ・ 新規登録の場合は、犬 1 頭につき別途 3,000 円が必要となります。
また、鑑札を紛失した場合や旧鑑札を新しい鑑札に交換したい場合は別途 1,600 円が必要です。
- ・ 健康状態の優れない犬については事故防止のため注射を見合わせていただく場合があります。
- ・ 狂犬病予防注射は 1 年を通して動物病院にて接種できます。
- ・ 当日はおつりのないようにご協力ください。
- ・ 犬が死亡してしまった場合は、住民健康課までご連絡ください。

～ 飼い主の皆さんへ ～

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬を飼い始めたら、30 日以内に登録が必要です。
また、登録の際に鑑札が交付されますので、飼い主の方は必ず鑑札を着けておかなければなりません。
迷子札と同じ役目をしますので、交付を受けた鑑札は必ず犬に着けてください。(登録は生涯 1 回のみです。)

問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113

ズンバ教室

ラテン系の音楽とダンスを融合させて創作されたダンスフィットネスエクササイズ♪
仲間作りをしながら、楽しく体を動かし、健康的な体を作りましょう。

- ・ 場 所：やまゆりセンター
- ・ 時 間：19 時 30 分～ 20 時 30 分
- ・ 持ち物：運動靴・タオル・飲み物
- ・ 指導者：お気軽フィットネス教室
- ・ 服 装：運動の出来る服装

日程表 (毎週月曜日)

月	実 施 日	月	実 施 日
4	17、24	10	2、16、23
5	15、22、29	11	6、13、20、27
6	5、12、19、26	12	4、11、18
7	3、10、24、31	翌 1	15、22、29
8	21、28	翌 2	5、19、26
9	4、11、25	翌 3	5、12



平成 29 年度 道志村母親学級

～村内の妊婦さんで楽しく交流しましょう～

- ・ 対象者：道志村に住所を有する妊婦
- ・ 場 所：やまゆりセンター
- ・ 教室の日程：4/11 (火) 「妊婦の食生活」栄養士：長田文江
4/20 (木) 「マタニティー・ピクス」認定インストラクター：石倉秀子
4/28 (金) 「安心して分娩するための準備」助産師：渡辺美幸
- ・ 持ち物：母子健康手帳
- ・ *育児ボランティアもいますので、お子さんの同伴も可能です。ご利用の方は連絡下さい！！



高齢者を支援します！

「お茶飲み会」で パワーアップ！

世代を超えて安心して暮らせる村づくりの「高齢者の居場所づくり」では高齢者を対象に「元気で過ごすためのお茶飲み会」を各地区で行います。お茶飲みで会話すること・笑うこと、外出することで脳や顔・体の筋肉に刺激をあたえることができます。パワーをもらったり、あげたり。自分らしく生きるためのひとつの選択肢として積極的に参加しましょう。

場 所	時 間	開催日
善之木地区 善之木コミュニティいこい	13時30分～	第3火曜日
神地地区 神地地区公民館	13時30分～	適宜
川原畑地区 川原畑生活改善センター	13時30分～	第3木曜日
長幡西地区 和出地区公民館	14時～	第1水曜日
馬場地区 馬場つどいの家	13時30分～	第2日曜日 (5月以降は変更)

買物ツアー参加者募集！

月1回マイクロバスで道志村から富士吉田・都留方面で主に生活用品・食料品を購入する買い物ツアーを実施しています。買い物ツアーに参加したい方は事前に役場住民健康課までご連絡いただき事前登録をお願いします。参加費無料。昼食代は自己負担となります。

ツアー実施日 原則として毎月第2木曜日。

募集対象者 道志村に住民票のある70歳以上の運転できない方あるいは峠を越えての運転に自信のない方。

運転の出来ない独居や高齢者世帯を優先とします。それ以外の運転の出来ない70歳以上の方は毎月5人程度、順番に参加することになります。参加する月は指定できません。

申し込み・問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113



浜ちゃん体操教室 (運動機能向上教室)

65歳以上の方を対象に、もの忘れ予防となるシナプソロジー・音楽にあわせた健康体操・セラバンドやポールを使用しての筋肉運動などを健康運動指導士の指導のもと実施します。

参加者からは、「シナプソロジーでは大声で笑える。笑うことが少なくなっているのが健康にいいことだと思う」「体の動きがスムーズである」「みんなと会話出来て楽しい」「腰や膝の痛みが気にならなくなった」と感想をいただいています。

関心のある方は是非ご参加ください。送迎もありますので申し込み時にお申し出ください。

日 時 毎週月曜日（平日）年間日程は健康カレンダーで確認できます。

13時30分～15時

場 所 やまゆりセンター

講 師 健康運動指導士 浜田純一先生

申し込み・問い合わせ 住民健康課 ☎ 52-2113

活き活き作品教室

介護保険制度の改正に伴い、今年度から参加者が主体となって教室を運営していくことになっています。あなたも一員となって、楽しく過ごしませんか！！

会 場 みなもと体験館（基本）

対象者 道志村に住所を有する65歳以上の人（身の回りが自立している人）

送 迎 送迎有り ＊希望者は申込み時に連絡下さい。

内 容 飾りこいのぼり、押し花、お花見ご飯、コケ玉、ピザ作り、紙ヒモ細工、うちわ、和紙のハガキ、草木染め、燻製づくり、布草履、ツル細工、七草の寄せ植え、クリスマスリース、正月飾り、木の実細工、箸作り等

* 4月5・19・26日 5月10・24・31

6月7・21・28日 7月5・19・26日 8月23日

9月以降の日程等は下記にお問合せ下さい。

費 用 年間全30回 登録料3,000円（初回に集金）
＊材料費が必要な時は、随時お願いします。

申し込み・問い合わせ 佐藤輝子 ☎ 0554-52-2825
池谷幸子 ☎ 090-7418-4601

在宅で介護をしているご家族に慰労金を支給します

住民健康課
☎ 52-2113

要介護高齢者を在宅において介護しているご家族の労をねぎらうとともに、経済的な負担の軽減と、要介護高齢者の健康で快適な在宅生活の継続及びその水準の向上に資するため、家族介護慰労金を支給いたします。申請にあたっては、担当のケアマネージャーに相談し、申請の支援を受けてください。

対象者 要介護4又は要介護5の認定を受けている方を在宅で介護しているその家族

※介護保険施設に入所されている方は該当しませんのでご注意ください。

慰労金の額 月額2万円（年額最大24万円）平成28年度から増額しました

※ただし、医療機関への入院、介護保険施設への入所期間を合算した日数に応じて、支給対象月から除きます。

申請 平成28年度の慰労金の申請は、平成29年4月末日までとなります。（年1回の支給です）

福祉資格を取得された方に費用の一部を助成します

住民健康課
☎ 52-2113

本村の高齢化率は33%を超え、今後更なる増加が予測されます。村民の皆さんがいつまでも安心して本村で暮らすことができるよう、福祉資格を取得される方を養成し、その福祉資格取得者が本村で活躍していけるよう支援していきます。以下の資格を取得された方は、お問い合わせください。

助成対象となる福祉資格

- ・旧ホームヘルパー2級（介護職員初任者研修修了者または実務者研修終了者）
- ・介護福祉士 ・介護支援専門員

助成金の額 福祉資格取得に要した受講料、受験料並びに教材費の2分の1の額（限度額5万円）

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付を開始します

住民健康課
☎ 52-2113

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象となる方に「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。なお、今回は国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付します。

申請できる方（給付要件） 1から4まですべてにあてはまる方が対象です。

1. 基準日（平成28年1月1日）時点で道志村に住民票があること
2. 平成28年度の住民税が非課税であること
3. 平成28年度の住民税が課税されている方の扶養親族等でないこと
4. 生活保護を受けていないこと

支給額 対象者1人につき15,000円を支給します。

申請受付期間 4月5日（水）から7月5日（水）まで

申請方法 1. 申請書類が届く 平成29年4月上旬に対象と思われる方へ申請書を発送いたします。ただし、申請書が届いた方であっても、必ずしも支給対象者になるわけではありませんので、支給対象者の要件をよくご覧ください。／2. 申請書へ記入 申請書に押印や必要事項を記入し、申請に必要な添付書類をご準備ください。／3. 申請書類を提出 提出先 道志村役場 住民健康課

支給時期 5月以降順次開始する予定です。



平成 29 年度交通災害共済への加入について

総務課
☎ 52-2111

交通災害共済とは加入者が交通災害(交通事故による災害)にあった場合に、被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。加入条件は、道志村に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方で他県等に転出している学生は加入できません。掛け金は一人当たり年額 500 円となり自転車事故などの小さな交通災害も対象となります。

詳しい説明を受けたい方はお問い合わせください。



草刈り・登山道整備等作業員の募集について

産業振興課
☎ 52-2114

平成 29 年度村内の草刈り・登山道整備等の作業員を募集いたします。

募集期間 4月3日(月)～4月14日(金)まで

募集人数 6名程度

年齢 70歳以下の方

賃金 日当 11,500 円 ※機械・燃料等持ち込みの場合

勤務期間 4月中旬～9月30日の間で月10日程度

勤務時間 1日8時間程度

応募資格 村内在住者で刈払機・チェーンソーの取り扱いが出来る方

応募方法 申込書は産業振興課にあります。必要事項を記入のうえお申し込みください。



平成 29 年度「特設人権相談所」開設について

住民健康課
☎ 52-2113

あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか？ 相談は無料で秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。平成 29 年度の特設人権相談所の開設予定日は以下のとおりです。

【特設人権相談所開設日】

月	日(曜日)	場 所	時 間	備 考
6	1日(木)	やまゆりセンター	午前10時～12時まで	「人権擁護委員の日」
12	4日(月)	やまゆりセンター	午前10時～12時まで	「第69回人権週間」

※その他、広報誌による各種人権の啓発や告知端末による啓発、懸垂幕や幟旗の掲示など人権意識の高揚を図ります。



くらしの情報 〈その他〉

●休日や夜間に具合が悪くなったら？

休日や夜間の病院は、限られた職員で、救急医療が必要な人のために診療しています。

平成27年の富士・東部保健所管内における救急搬送人数は約8,400人、そのうちの約50%が軽症者でした。

軽症者が病院に集中すると職員が足りず、重症者を受け入れることができません。助かる命も助けられない可能性があります。

また救急車の台数に限りがあるため、軽症者が利用することにより、より重症な人のところへの到着が遅れてしまう可能性があります。風邪などの軽い病気やケガは、自家用車やタクシーを利用してください。

【休日や夜間に受診できる診療所や救急病院などの問い合わせ先】

○山梨県救急医療情報センタ

☎055-224-4199

○富士五湖消防本部

☎0555-22-0119

○山梨県東部消防指令センター

(都留市・大月市・上野原市消防本部)

☎0554-45-0119

また、やまなし医療ネットにより休日夜間の当番医を確認できます。

<http://www.yamanashi-iryo.net/>

なお、緊急を要する症状の場合には、119番を御利用ください。

●森林の伐採届制度が変わりました

森林の立木を伐採する場合、事前に①「伐採及び伐採後の造林の届出」を行うことが法律で義務づけられています。

平成29年4月からは、この届出に加え伐採後の造林が完了したときに②「伐採及び伐採後の森林の状況報告書」の提出が必要となります。

・対象となる森林…民有林のうち地域森林計画の対象森林で、保安林及び保安施設地区内の森林を除く森林です。(森林経営計画に基づ)

く伐採については、事後の届出となります。)なお、保安林及び保安施設地区内の森林で立木の伐採

を行うには、県への許可申請又は届出が必要となります。

届出者…①「伐採及び伐採後の造林の届出」森林所有者が自ら伐採をするときは、森林所有者/立木を買い受けて伐採をするときは、買受人と森林所有者の連名/②

「伐採及び伐採後の森林の状況報告書」森林所有者が自ら造林(天然更新を含む)をするときは、森林所有者森林所有者以外の者が権限を有し行う場合は、伐採後の造林を行う者

届出時期…①伐採を開始する日の90日から30日前まで/②植栽または天然更新が完了した日から30日以内ただし、伐採後に転用する場合は、伐採が完了した日から30日以内

罰則等…①届出をしない場合、100万円以下の罰金/②届出をしない場合、30万円以下の罰金

届出先…伐採する森林がある市町村
問い合わせ…
産業振興課 ☎52-2114
県森林整備課

☎055-223-1646
FAX 055-223-1678

4月のつぼみっくぐらぶ

ママ友作りはもちろんですが、保育所入所前から他の子どもと遊ばせ、集団生活の練習をしてみましよう。
◆問い合わせ 住民健康課 ☎52-2113

◎新しい場所で、離乳食作りを学びましよう。乳幼児期から良い食事をし、家族みんなの健康づくりをしましょう!

日時 4月13日(木) 10時~14時
場所 学童保育所「どうしっこ」
講師 栄養士 長田文江

内容 「離乳食・幼児の食事作り」
*今年度から講師の栄養士が変わります。
新しい栄養士さんと楽しく学びましょう!

◎村外にかけ、リフレッシュ! チューリップの中で楽しく交流しましょう!

日時 4月27日(木) 10時~16時
場所 山中湖「花の都」
持ち物 お子さんの昼食・着替え等

*マイクロバスを利用する方は、事前に連絡した時間に国道沿いでお待ちください。育児ボランティアもお願いしてあります。

4月の「歌の会」

ピアノの演奏を聴いたり、演奏に合わせて昭和のヒット曲や童謡など心懐かしい歌を唄ったりしています。どなたでも参加できますので、ぜひおいで下さい。

◎日程

7日(金)、10日(月)、11日(火)、13日(木)、18日(火)、19日(水)、21日(金)、24日(月)、26日(水)、27日(木)
※14時~15時まで実施しています
場所…福祉センター

問い合わせ…住民健康課 ☎52-2113

診療所だより+

卒業・入学・進級、退職・就職・異動、出会いと別れ、淡く萌えるパッチワークのような山の木々、そして桜。春爛漫。4月は日本人にとっては特別な月です。自然も心も華やぐ裏で、期待や希望とともに不安と緊張も大きくなる時期です。適度な緊張（ストレス）は人間として成長するには確かに必要ですが、あまり続くと体調を崩してしまうことがあります。俗にいう五月病などはその典型でしょう。日本ならではの素敵な春を満喫しつつ、心のケアにも少し目を向けてみるとよいかと思えます。弛緩あってこそその緊張です。（かくいう私自身、実は昔から華やかな春が結構苦手で、むしろ切なさや侘しさの漂う秋の方が好きだったりします。。苦笑）

先月は花粉症について少し書かせていただきました。花粉症の方にはまだまだ辛い日々が続きます。前述したように、良くも悪くも目がウルウルしやすい季節です。治療も含めた花粉対策、しっかり取り組みましょう！

私が二度目の道志村診療所勤務となってあっという間に一年が過ぎました。我が家でもいろいろと変化の多い一年でした。昨年最初の診療所だよりに書かせていただきましたが、間口は広く敷居は低くをモットーに、今年度も気持ちを新たに、微力ではありますが尽力させていただく所存です。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	4月の予定
						4/1 午前中のみ診療	
4/2	4/3	4/4 午前：胃カメラ	4/5	4/6 午前中のみ診療	4/7	4/8 休診	
4/9	4/10	4/11 午前：胃カメラ	4/12	4/13 小学校検診 ※1	4/14	4/15 午前中のみ診療	
4/16	4/17	4/18 午前：胃カメラ	4/19	4/20 午前中のみ診療	4/21	4/22 休診	
4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	
4/30	小学校検診 ※1	午前：胃カメラ		中学校検診 ※1	14～15時 乳幼児健診	昭和の日	



歯科診療所より 診療日 月・火・水・金/木・土（午前のみ） 休診日 日・祝日

地域おこし協力隊

47



子どもが生まれ

て一か月。ようやく子どもがいる生活に慣れてきました。春の足音も近づき、いよいよ雑草取りシーズンの到来です。



今年、野菜を沢山作り、横浜ビールのレストランで使ってもらえるようにしたいと思っています。ハチミツも春にあわせて、集めていきたいと思っています。

（抱井昌史）

どうも、七瀧です。

少し暖かくなってきた秋に植えたにんにくの芽が伸び始めました。もう少ししたら追肥をして成長を促したいと思います。



（七瀧佳至）

協力隊に赴任し

う間に一年が経ってしまいました。



本格的に農作業のシーズンが始まりました！ 協力隊一期中の中嶋さんが勤めている横浜ビールが、ビュッフェで道志産の野菜を使っていただけのこと、栽培して出来た分を全て買い取ってくれるとのことなので、これからどんどん農作物を作っていきます！

手始めに観光協会のすぐ下の畑を借りて、耕運をしました。ここには、じゃがいも、なす、もろこし、等を植える予定です。

（鳥澤拓太）



おめでとうございます

特別叙勲 故水越栄治氏が受章

平成28年10月30日に亡くなられた元道志村議会議員の水越栄治氏が、特別叙勲『旭日単光章』を受章され、3月13日に山梨県知事よりご遺族の水越絹代氏に伝達が行われました。

水越栄治氏は、平成4年5月から平成16年5月までの3期12年間の永きにわたり、道志村議会議員として在職し、温厚な性格と強い責任感を持ち、地域住民の代弁者として、その手腕をいかに発揮され、豊富な社会経験と卓越した見識を持って村政の推進にたゆまぬ努力を傾注し、地方自治の発展に尽力されました。

その功績をふり返るとともに、ご家族の支えに対する感謝と敬意を村からお伝えいたしました。



■ 歯科診療所の診療台（ユニット）をリニューアルしました

歯科診療所の診療台（ユニット）については、耐用年数が経過したため、2月28日に入れ替えを行いました。

今回導入したユニットは、椅子の座り心地が従来のものよりよく体への負担が軽くなりました。

歯科診療をご希望の方は、予約制となっておりますので予めご連絡ください。

歯科診療所 ☎ 52-2115

■ もっと知ってね！道志村

3月26日、昨年9月にオープンした「道志情報館水カフェどうし」において、道志村のPR促進、移住者案内を目的としたイベントを開催しました。

当日はあいにくの雨でしたが、道志野菜や漬物等の特産品の販売のほか、出張みなもと体験館と題した木工体験、足湯の出店を行いました。来店者から「道志村に行ってみたい」と嬉しい意見を頂くことができました。また、水カフェどうしオリジナル金太郎飴も大好評でした。



水カフェどうしオリジナルあめは、役場や診療所などの窓口にあります。一度ご賞味ください。



第 69 回山梨県消防記念日式典

昭和 23 年 3 月 7 日に消防組織法が施行され、自治体消防の誕生を記念し、山梨県では、各種表彰などを行い、消防職・団員の士気の高揚を図ることなどを目的として「山梨県消防記念日式典」を例年開催しており、今年度は 3 月 11 日にコロナー文化ホールで執り行われました。道志村消防団において、当日受章された方は次のとおりです。



○消防庁長官定例表彰

- ・永年勤続功労章 副団長 山口 時彦

○山梨県知事定例表彰

- ・勲功章 副団長 湯川 和則
- ・勲功章 本部員 池谷 勝

○（公財）日本消防協会定例表彰

- ・精績章 団長 北浦 晋
- ・勤続章 本部員 池谷 高明
- ・勤続章 本部員 出羽 達彦

○（一財）山梨県消防協会定例表彰

- ・竿頭綬 道志村消防団



人生記念樹の贈呈

村では四季の豊かな地域の景観を創造するため「ふるさとづくり花いっぱい運動」を推進しています。この運動は地域住民と行政が一体となり、花を育て、自分たちの住む地域を美しくするとともに、花や木を育て慈しむ心を通して、人間社会における「思いやりの心」を育てることを目的に、公益信託道志水源基金の助成を受け、記念樹の贈呈をしています。

今年は、平成 28 年度に誕生した新生児 12 名、保育所退所児 6 名、小学校卒業生 10 名、中学校卒業生 11 名の計 39 名にオレンジ色のレンゲツツジを贈呈しました。

春には、それぞれの木に鮮やかな花を咲かせてくれることでしょう。



わが家のアイドル

七瀧 はる 晴ちゃん (西和出村)
 平成28年4月29日生
 父 佳至さん 母 あづささん



好物は酒まんじゅうだよ!



季節のおたより

河津桜とメジロ

2月末に月夜野をウォーキングで訪れました。その時見つけたのが河津桜で、道志に咲いているとは思わなかったのでびっくり!! カメラを向けたところ、偶然メジロが来てポーズをとってくれました。大栗地区 金子光一郎さん

慶 弔

お誕生おめでとう (出生)

上善亨木 池谷 朝陽あさひくん
 届出人 池谷 収
 中神地 抱井 紫園しおんちゃん
 届出人 抱井 昌史

お悔やみ申し上げます (死亡)

月夜野 佐藤 一教さん
 85 95 歳
 上中山 渡辺 隆経さん
 (2月届出)

学校だより

道志中学校

三年生に贈る会

スローガンを「私たちがみせる贈り物」とし、生徒会を中心に1・2年生はこの日に向けて準備を進めてきました。当日は生徒会長からの、感謝の気持ちを行動・表情・姿で伝えよう。の言葉通り、3年生に自分たちの成長した姿を見せることができました。3年生も安心して卒業していけると、後輩達の頼もしさに心打たれたようです。土曜日の開催でしたので、たくさんの皆さんに参観していただくことができました。生徒のそれぞれの発表にも温かく、惜しみない拍手をいただきました。ありがとうございました。



卒業生の進路

おめでとうございます。卒業生全員が第一希望の学校に進路が決定しました。道志中学校で育て上げた自信と誇りを持ち、進学先でも活躍してください。さらなる飛躍を期待しています。
 吉田3人 富士北稜1人 都留3人
 興譲館3人 日大明誠1人 計11人

第70回卒業証書授与式

暖かな春の萌しを感じられる3月11日、第70回卒業証書授与式が挙行されました。多くの御来賓の皆様のご臨席を賜り、11人の門出にふさわしい、厳粛で感動的な卒業式になりました。巣立ちのセレモニーでは、群読や合唱でお世話になった方々への感謝の気持ちを伝えることができました。新たな進路への希望と目標が語られ、頼もしさに一回りも大きく見える、卒業生の姿でした。また、最後の授業が感動的で、思い出深い卒業の日となりました。

